

「地域ICTプラットフォーム構築事業」アプリケーション構築・運用業務委託に関する受託事業者の公募に係る質問への回答

見積書算定・経費内訳書に関する質問

No	番号／項目	質問内容	回 答
1	（別紙2）企画提案書等作成要領 「2(2) 見積書及び経費内訳書」	初年度の「アプリ利用料及び保守・管理経費」の積算月数について確認させてください。 各社で積算月数が異なると価格評価点の比較に影響が生じるため、見積もりに含める統一的な想定月数（例：モデル運用開始となる10月からの6ヶ月分等）をご教示いただけますでしょうか。	本プロポーザルにおける見積価格の積算および評価の前提条件は、以下のとおりとします。 1. 令和8年度の積算前提 アプリ利用料・保守管理経費の積算月数：6ヶ月分（令和8年10月～令和9年3月） 令和8年度中の想定スケジュールに記載しているモデル団体の規模等については、本プロポーザルの審査（価格評価）における公平性を確保するため、以下のとおり積算上の統一条件を設定します。 対象規模：学区自治連合会等222団体（実際に利用する団体は50団体程度を想定※）、自治会・町内会 100団体 ※学区自治連合会等に関しては、実際に利用があるのは50団体を想定しますが、自治会・町内会の所属先として222団体分が必要です。また、本格稼働に向けた利用促進のため、状況に応じて試用できる状態を確保してください。 ※初年度のモデル運用は希望団体を募って実施するため、実際の運用規模・契約額は受託候補者選定後の協議により確定します。
2	（別紙1）仕様書 3委託金額の上限	令和8年度ランニング費用算出に当たり、は10月から6か月分で宜しいでしょうか。また、モデル団体での先行導入自治会数ほどの程度を想定していますでしょうか。また、利用対象の学区自治連合会（最大222団体）と参加希望自治体（300団体程度）が4月から利用開始想定という理解で宜しいでしょうか。	2. 令和9年度以降の積算前提 対象規模：学区自治連合会等 222団体、自治会・町内会 300団体 利用開始時期：令和9年4月1日から1年間の利用料・保守費として算出してください。 ※追加開発の有無や進捗により実際の導入時期や団体数は変動しますが、本プロポーザルの価格評価においては、上記統一条件に基づき見積書を作成してください。

3	仕様書「5 利用対象」	見積価格の適正な算定にあたり、各利用対象における必要アカウント数（市職員アカウント、団体管理者アカウント等）の想定がございましたらご教示いただけますでしょうか。 また、(3)自治会等（300団体程度）について、市で想定されている「1団体あたりの平均世帯数の目安がございましたらご教示ください。	見積価格の比較・算定にあたっては、以下の想定数値（前提条件）を統一基準として積算してください。 市職員アカウント数：20アカウント程度 団体管理者アカウント数：1団体あたり5アカウント×対象団体数 1団体あたりの平均世帯数：1団体あたり約60世帯として積算してください。 ※上記はプロポーザル評価における価格比較用の統一条件とします。実際の契約内容や運用開始後のアカウント数・契約金額については、導入計画の決定後に実数に応じて確定・調整します。
4	様式7「経費内訳書（1 サービス提供）」	既存アプリケーションを導入する場合の初期経費（初期構築・設定費等）の記載について確認させてください。 「1サービス提供」の表には「月額標準単価・提供単価」の列のみとなっておりますが、初期経費を明確に計上するため、空き列（F・G列等）を活用して「初期標準価格・提供価格」といった列を追加（または変更）して記載してもよろしいでしょうか。 また、積算根拠等の補足説明として「備考欄」を追記することは可能でしょうか。	空き列の活用及び備考欄の追記していただいて構いません。

仕様書に関する質問

No	番号／項目	質問内容	回 答
5	(別紙1) 仕様書 6(1) 電子回覧板機能	貴市における自治会によっては、既に電子掲示板・グループチャット・キャッシュレス決済などを使用しているとお見受けするが、弊社の掲示板機能などとは別の運用としていくのか。令和9年4月1日、或いはいずれかの時期から全地区で統一していく運用体制をお考えか。	本市としては、本業務で構築したシステムの利用を推奨していくこととなりますが、地域団体に利用を強制できるものではないと考えています。
6	(別紙1) 仕様書 7(1) 未加入者への情報発信機能	自治会等の未加入者に対する地域活動への参加を促進するため、地域団体の管理者が未加入者に情報発信するための機能を実装可能であることとある。貴市は外国人の居住者が多いとお見受けするが、加入の促進案内などについても多言語化は必要か。	対応出来る範囲での多言語化で差支えありません。
7	(別紙1) 仕様書 7(3) 将来的な課題解決に資するための拡張性	「中長期的な展開ロードマップ」について、主体的かつ効果的な提案を行うこととあるが、有識者（学識経験者やオープンソースコミュニティで積極的に活動している人物等）が作成する必要があるか。弊社で所属する社員のみで作成してもよいか。拡張に要する想定期間はどの程度の期間でお考えか。	有識者が作成する必要はありません。貴社のノウハウや知見・技術力を活かし、本プラットフォームを土台にどのような地域課題が解決できるか、またそれをどのようなロードマップで段階的に具体化するかについての提案を行ってください。 また、拡張に要する期間は、市として特定の年数・期間を一律に指定・限定するものではありません。 なお、加点対象であるため、提案がなくても差支えありません。
8	(別紙1) 仕様書 7(3) 将来的な課題解決に資するための拡張性	将来的な京都市の暮らしに関連した地域課題（福祉・防災・環境・各種行政サービス等）について、自治会課題より範囲が広い。例えば、自治会の課題の解決がその後、地域課題の解決に直結するというような内容の見込みでもよいか。	差し支えありません。 まずは自治会活動のデジタル化や役員の負担軽減といった目の前の課題解決を確実なステップとし、その基盤や蓄積されたデータを活用することで、将来的に地域福祉や防災、環境等の地域課題解決へと波及・展開させていくという段階的なロードマップ提案を想定しています。 なお、加点対象であるため、提案がなくても差支えありません。

9	(別紙1) 仕様書 7(3) 将来的な課題解決に資するための拡張性	市民に提供する各種オンラインサービスとあるが、例えば自治会における補助金申請などだけではなく、出張窓口で対応できるような証明書の発行や公民館などの公共施設予約といったものという認識でよい。	御認識のとおりです。 例示されたような公共施設予約システムや各種行政オンライン手続き、あるいは各種証明書発行機能等の外部サービスとの将来的なデータ連携・アクセス連携の可能性や、それを実現可能とするデータベース・API等の拡張的な構造についての提案を想定しています。 なお、今回の委託履行期間中（令和9年3月まで）において、これら外部システムの連携機能を直ちにすべて実装することまでを必須要件として求めるものではありません。将来的にスムーズな接続や発展が可能となる設計・拡張性の提案を求めるものです。 なお、加点対象であるため、提案がなくても差支えありません。
10	(別紙1) 仕様書 8(4) 各種打合せ及び記録等	受託者以外が作成する議事録等の内容を確認し本市に対し助言等を行うこととあるが、受託者以外が作成する議事録等とは、例えば貴市職員という認識でよい。具体的にどのようなケースで発生することを想定しているか。	本市職員が作成した議事録等の確認や、本市が本業務に関して受託者以外の関係者等との協議を行った際に作成した議事録等に関して、必要に応じて御確認いただき、助言をいただくことを想定しています。
11	(別紙1) 仕様書 9(1) イ アプリ配信	AppStore及びGooglePlayへの登録・公開が求められているが、LINEブラウザや通常のブラウザ上で動作するWebアプリ方式は、アプリ配信要件を満たすものとして扱えるか。	LINE等の既に両ストアに登録・公開されているプラットフォームアプリ上で動作する仕組み（LINEミニアプリ等）を活用した提案についても、有効な提案（要件適合）として認めます。 ただし、この場合であっても、仕様書「6 基本機能要件（プッシュ通知、階層構造での情報配信、既読管理等）」及び「9 システム・セキュリティ・技術要件」に掲げる各要件を確実に満たし、かつ地域団体が支障なく利用できる環境が担保されていることを前提とします。 なお、SafariやChrome等の一般的なWebブラウザ上の単なるWebサイト（ショートカット等）としてのみ動作し、プッシュ通知や各種認証等の基本要件を満たせない構成については対象外とします。

12	(別紙1) 仕様書 9(2) イ パフォーマンス	「アクセス数の増減に応じて、柔軟かつ迅速に拡張・縮小（オートスケール）できる構成であること。」とあるが、柔軟かつ十分に対応できる構成であれば、オートスケールに対応しない提案も可能か。	本要件の主な目的は、プッシュ通知配信時や災害発生時等のアクセス急増時においても、システムが停止・遅延することなく安定して稼働し、アクセス増加や将来のユーザー拡大に対して柔軟に対応できるパフォーマンスを確保することにあります。 したがって、自動的なオートスケール構成を採用しない場合であっても、常時十分な処理能力を確保する構成（十分なサーバーリソースの事前割り当て等）や、その他の拡張手法により、同等以上の安定性・耐負荷性能およびコスト妥当性が確保できる根拠・対策が提案書において明確に示されている場合に限り、有効な提案として認めます。
13	(別紙1) 仕様書 9(4) セキュリティ対策	「開発完了時及び公開後機能追加時に、第三者機関による脆弱性診断を実施し、」とあるが、四半期に一度の定期的な第三者機関による診断など代替案による提案も可能か。	四半期に一度の定期診断など、機能追加の都度で代わる明確な運用ルールに基づき、同等以上のセキュリティ水準および安全性が継続的に担保できる代替提案であれば、有効な提案として認めます。提案書においてその実施方針や妥当性を明記してください。
14	(別紙1) 仕様書 9(4) セキュリティ対策	「脆弱性診断の観点とは「政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（デジタル庁）」に準拠すること。」とあるが、第三者機関によって独自に最適化された基準による診断での提案も可能か。	条件付きで可能とします。 第三者機関が独自に用いる診断基準であっても、当該基準が「政府情報システムにおける脆弱性診断導入ガイドライン（デジタル庁）」やOWASP等の国際的・標準的なセキュリティ基準が求める診断観点・網羅性を同等以上に満たしていることが確認できる場合に限り、有効な提案として認めます。

プレゼンテーションに関する質問

No	番号／項目	質問内容	回 答
15	プロポーザル説明書 6(3) プレゼンテーション及びヒアリング	貴市（会場側）でご用意いただける設備・機材（プロジェクター、スクリーン、モニター、各種接続ケーブル、電源、マイク等）の有無について教えていただきたい。	モニター（142.9cm×80.4cm）とHDMIケーブル、企画提案書データを映すためのPC、電源コードをご準備しています（プロジェクター、スクリーンはありません。）。PCの持込は可といたしますが、モニターにつなぐことは禁止いたします。事務局が準備したPC内に企画提案書（副本・PDF）を準備しておりますので、こちらを御利用下さい。マイクがなくても十分聞き取れる会場を予定しておりますので、マイクは使用しない予定です。
16	プロポーザル説明書 6評価方法	プレゼンテーション当日にモニターの利用は可能でしょうか。提案書の投影利用を想定しております。	
17	プロポーザル説明書 6(3) プレゼンテーション及びヒアリング	提案者側でPC、スマートフォン、モバイルWi-Fi等を持ち込むことは可能か。	PC等を持ち込むことは可能となっておりますが、会場のインターネット接続は御使用いただけませんので、必要に応じてモバイルWifi等を御持参ください。なお、提案企業による録音・動画撮影については固く禁止いたします。
18	プロポーザル説明書 6(3) プレゼンテーション及びヒアリング	投影資料は提出済みの企画提案書と同一内容である必要があるか。説明用に再構成したスライド等の使用は可能か。	提出済みの「企画提案書」のみ投影可能です。説明を省略することは可能ですが、新たな内容を追加することは禁止します。
19	プロポーザル説明書 6(3) プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション時に審査員向けの補足資料等を配布することは可能か。	当日に新しい補足資料やチラシ、パンフレット等を審査員（評価委員）に直接配布することは公正性を損なうため、認められません。
20	プロポーザル説明書 6(3) プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション資料に商号、サービス名、ロゴ、画面上のブランド表示等を含めてもよいか。	プレゼンテーション資料は提出済みの「企画提案書」と同一のものとさせていただきます。

21	プロポーザル説明書 6(3) プレゼンテーション及びヒアリング	プレゼンテーション時の質疑応答について、参加者6名以内であれば、説明者以外の技術担当者、営業担当者、プロジェクト責任者等が回答してもよい。	説明者以外の回答でも構いません。
22	プロポーザル説明書 「6(3) プレゼンテーション及びヒアリングの実施」	提案システムの操作性やUI/UXに対する理解を深めていただくため、プレゼンテーションにおいて企画提案書（スライド）に加え、実際のシステムのデモ画面操作等（サービスロゴ表示あり）を用いて説明を行うことは可能でしょうか。	公平性の観点から、プレゼンテーション時に使う資料は提出済みの「企画提案書」に限定させていただきます。 そのため、デモ画面操作等ではなく、アプリの画面がどう移り変わるか、操作の流れ（UIフロー）が視覚的にわかるイメージ画像などを企画提案書に含むようにしてください。

各種様式の記載方法に関する質問

23	(様式2) 業務実績調書	過去3年間における本業務と同種又は類似の業務があれば記載することとあるが、自治会向けのアプリケーション以外も該当するのか。	自治会向けアプリケーションの実績に限らず、以下のような本業務と一定の類似性・共通性を有するシステムの構築・運用実績であれば「同種又は類似の業務」として幅広く該当するものとみなします。 ・自治体や地域団体向けの各種情報発信・コミュニケーションアプリ、ポータルサイト ・住民向け通知・連絡基盤、防災・行政情報配信システム 等
24	様式2「業務実績調書」	業務実績調書（様式2）に記載する同種・類似業務の実績について確認させてください。 本業務における評価対象となる実績は、「地方公共団体（自治体）等との委託契約実績」と理解してよろしいでしょうか。また、実績を複数記載する場合、評価において何件以上で同一の評価（満点等）となりますでしょうか。具体的に評価の上限となる件数（例：5件など）がございましたらご教示いただけますでしょうか。	「地方公共団体（自治体）等との委託契約実績」を主な評価対象とします。業務実績調書には、多くても3件程度とし、残りの実績に関しては、企業提案書等にて簡単に御紹介ください。 また、本項目における評価は、単に実績件数の多さのみによって一律に加点（満点等を決定）するものではありません。契約先自治体等の規模や本事業との業務内容の類似性（機能や運用範囲等）、事業規模などを総合的に勘案して審査・採点を行います。 したがって、貴社において本業務の履行能力を最も効果的にアピールできる主要な実績を記載してください。
25	プロポーザル説明書（1）提出書類 ウ各種証明書	納税証明書（その3）は1年分しか発行されませんが、1年分で問題ないでしょうか。	国税に関して、納税証明書（その3「未納の税額がないことの証明」）を提出される場合は、2年分を含む未納の税額がないことの証明になるため、申請日前3か月以内に発行された最新の証明書（1通）の提出で差し支えありません。 ※なお、納付税額等を証明する「納税証明書（その1）」を提出される場合は、プロポーザル説明書のとおりの「直前2事業年度分」を提出してください。

26	プロポーザル説明書（1）提出書類　ウ各種証明書	様式5の誓約書ですが、役員以外にも使用人（従業員）も記入することとあります。全ての使用人について記入することが困難だと認められるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限ると記載がありますが、使用人の記載も必要でしょうか。	名簿欄の「使用人」につきましては、社員全員（全従業員）をご記入いただく必要はありません。 本誓約書における「使用人」とは、支配人、本店、支店、営業所その他これらに類する事業所の代表者を指します。
27	4応募手続き等提出書類	キ法律やその他の社会規範の遵守(コンプライアンス)体制に係る書類(自由様式)とありますが、ISMS認証を取得している場合、上記を満たしているものとして、提出は不要という認識で宜しいでしょうか。	御提出いただく必要があります。 ISMS認証は、コンプライアンス体制のうち、情報資産の取り扱いおよび個人情報保護についての証明になりますが、別途、全体的なコンプライアンス体制に係る書類を提出いただく必要があります。 具体的には、指針や規程、行動規範（マニュアル）の写しなどが該当します。該当する社内規程等がない場合は、「コンプライアンス体制に関する誓約書・確認書（任意様式）」など御用意ください。